世田谷区児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区児童相談所長委任規則（令和２年３月世田谷区規則第５４号）の一部を次のように改正する。

別表１の項第２２号中「第３３条」を「第３２条」に改め、同号を同項第２３号とし、同項中第２１号を第２２号とし、第１５号から第２０号までを１号ずつ繰り下げ、第１４号の次に次の１号を加える。

⑮　法第３３条第２２項の規定による緊急一時保護の実施の委託

附　則

この規則は、公布の日から施行する。